



つくばみらい市

議会だより

第27号

平成25年2月1日
発行



福岡堰に飛来した白鳥

平成24年第4回定例会を
開催しました。

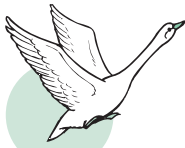
主な内容

平成24年第4回定例会

(11・12月)

◎平成24年第4回定例会は、11月27日から12月7日までの11日間の会期で開催しました。

◎第4回定例会では、補正予算5件及び条例の一部改正など計16件(請願1件含む)の議案が提出されました。各議案について、常任委員会に付託され、慎重な審議を行いました。



議案の概要	も	P2
一般質問	く	P4
	じ	

発行：つくばみらい市議会／編集：議会広報特別委員会

〒300-2492 つくばみらい市加藤237番地 TEL 0297-58-2111 (代表) FAX 0297-20-5760
URL <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp> Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp



会期・日程

- 11・12 月定例会 ●
- ◇ 11 月
 - 27 日（火）本会議
開会、会期の決定
議案の上程及び説明
 - 29 日（木）本会議
一般質問
 - 30 日（金）本会議
一般質問
議案に対する質疑
議案の委員会付託
承認第 7 号の採決
- ◇ 12 月
 - 3 日（月）常任委員会
総務常任委員会
 - 4 日（火）常任委員会
教育民生常任委員会
 - 5 日（水）常任委員会
経済常任委員会
 - 7 日（金）本会議
委員長報告、質疑、討論、採決
議員提出議案の提案及び説明
質疑、討論、採決
閉会中の継続審査・調査
閉会



平成 24 年（11・12 月） 第 4 回定例会 議決一覧表

議案番号	議 案 名	議案の概要	結 果
報 告 第 8 号	専決処分の報告について (第 3 号)	道路管理瑕疵による車両物損事故の損害賠償の額を定めたことについて、報告するものです。	報 告
承 認 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (第 7 号)	平成 24 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）について、専決処分をしたので承認を求めます。	承 認
議案第 60 号	つくばみらい市防災会議条例及びつくばみらい市災害対策本部条例の一部を改正する条例	災害対策基本法の一部改正に伴い、市町村防災会議の設置目的や市町村災害対策本部の規定が改正されたため、条例の一部を改正するものです。	原 案 可 決
議案第 61 号	つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例	健康増進法で定められた健康増進事業のうち、市の集団検診でしか受診できなかった肝炎ウィルス検診を、平成 25 年 4 月より医療機関での検診を可能とすることに伴い、条例の一部を改正するものです。	
議案第 62 号	委託契約の変更について	東楯戸台線道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金の追加配分に伴い、工事に関する委託契約内容の一部を変更をするにあたり、地方自治法の規定により提案するものです。	
議案第 63 号	平成 24 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 5 号）	歳入歳出それぞれ 1 億 6,083 万 5 千円を追加し、予算の総額を 156 億 5,094 万 4 千円とするものです。	
議案第 64 号	平成 24 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	歳入歳出それぞれ 2 億 620 万 4 千円を追加し、予算の総額を 52 億 1,931 万 8 千円とするものです。	



議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第 65 号	平成 24 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	歳入歳出それぞれ 1,130 万 4 千円を減額し、予算の総額を 10 億 2,962 万 5 千円とするものです。	原案可決
議案第 66 号	平成 24 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	歳入歳出それぞれ 174 万 3 千円を追加し、予算の総額を 5 億 7,011 万 5 千円とするものです。	
議案第 67 号	平成 24 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）	収益的収入では営業外収益 233 万 1 千円を追加することで、水道事業収益合計を 12 億 3,787 万 5 千円とし、収益的支出では 2,192 万 9 千円を減額し、水道事業費用合計を 11 億 8,338 万 7 千円とするものです。	
議案第 68 号	委託契約の変更について	東櫛戸台線道路整備事業に係る用地買収に不測の日数を要し工事の着手が遅延したため、委託契約内容の一部を変更するにあたり、地方自治法の規定により提案するものです。	
発議第 6 号	つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例	地方自治法で定められていた議会の委員会等に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、在任期間等の規定が条例に委任されることとなることから所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。	
発議第 7 号	つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に改められ、交付目的の変更や経費の範囲を規定することとなることから所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。	
発議第 8 号	つくばみらい市政務調査費の特例に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」と改められることから所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。	
発議第 9 号	つくばみらい市議会会議規則の一部を改正する規則	地方自治法の一部改正により、市議会本会議における公聴会の開催及び参考人招致を行うことができることと改正されたことから、その手続き等に関わる規定を定めるため、規則の一部を改正するものです。	

番号	請願・陳情名	結果
請願第 7 号	小学校の複式学級における加配教員の配置に関する請願	採 択
陳情第 7 号	地球社会建設決議に関する陳情書	全議員及び執行部に配布しました



聴ききたい 知しりたい 市政 一般質問 (要旨)

定例市議会における
一般質問の要旨を掲載します。

質問は、議員本人が概ね300字を目安に要約しています。

市内の都市ガスについて

海老原 弘 議員

●海老原議員 下平柳から山王新田にかけて都市ガスの工事が行われていたので、施工業者である取手市内の事業者に話を聞いてきた。山王新田地区と下平柳の一部の地区に都市ガスの工事を行うことを知った。山王新田では、一期住宅で取手

地方広域下水道組合の工事をしており、当初のガス埋設の予定場所に、下水道管を通すので、ガス管は反対側へ移動することになったという事であった。道路管理者である市では、どのような指導をしているのか伺いたい。

また、二三成橋では、ガス管を橋げたに抱かせるような工事をするので、災害の時はガス会社への連絡などは、どのようにされるのか伺いたい。

●都市建設部長 市内の都市ガスの供給エリアは、絹の台地区とみらい平地区が民間のガス会社により整備されている。平成24年9月に、新たに山王新田と下平柳地区について、事業者よりガス埋設の道路占有許可申請書が提出された。当地区は合併特例債事業で市道1-3号線整備事業や下水道工事が予定されており、関係課と調整をしながら地域住民に十分説明の上、実施するよう指導し、10月に許可書を発行した。

上下水道の既設の埋設管については、担当課を含め占有許可を発行する段階までに調整を図りながら、事業者に指導をしている。

さらに取手地方広域下水道組合の下水管と民間のガス管は、建設課の指導により設置箇所を決定している。今後、同組合や関係各課を含めて、さらなる調整を図りながら、事業者に対し指導して参りたい。

災害時の対応として、ガス埋設管は平成23年3月の東日本大震災において

ても被害の少なかったポリエチレン管を使用し、耐震性に優れた仮にガス漏れ事故が発生した場合でも、圧着により容易に対処できると聞いている。

また、各家庭でもマイコンメーターの監視により、震度5以上の地震や異常を感じた場合には、自

動で遮断するシステムと
なっており、365日24時
間体制、週1回の定期パ
トロールの実施や3年に1
回の気密性の検査など、
安全性について事業者
に確認している。

(掲載以外の質問事項)
☆コミュニティセンター
の利用について

事業仕分けについて

中島 五郎 議員

●中島議員 私は、事業仕分けのプロセスの公開、市政の透明性を図るという目的のもとに行われる事業仕分けを否定す

るわけではない。
しかし、今回対象とな
った項目は、農業生産
組織に対する補助事業
や防犯灯に関する問題
等、事業仕分けの対象
として適当であったか
疑問である。どちら
かといえば小規模事
業であり、市長以下
執行部で判断可能な
内容であったと思わ
れる。対象外となった
大規模事業にこそ無
駄があるのでないか。
例えば、スマートー
ンIC建設に向けて費
用投入されているが、
これなど必要性すら議
論されていない。
仕分け対象の選定経
緯、事業仕分けによ



事業仕分け会場の様子



用対効果、対象となった事業を担当する部署や市民の反応など併せて伺いたい。

●市長 事業仕分けは、市長就任時に、いろいろなものが閉塞化していることから、ムリ、ムダ、ムラをなくす3ム主義を職員に浸透させている過程において、事業仕分けを取り入れようと出発している。事業仕分けは、仕分け人他に市民判定員もあり、市民の意見も聞く場として市民協働のまちづくりを目指している市にとって、非常に有意義なものであると感している。

●市長公室長 仕分け対

象事業の選定にあたっては、事業費が人件費を含め100万円以上で3年以上の継続事業であり、市に裁量権がある事業を対象とした。これにより85事業に絞り込み、さらに各課1事業程度を抽出した後、職員で組織する市行政評価委員会において、各部1事業以上を対象とし9事業を選定した。対象が偏ることなく、また、職員の意識改革も目的の一つであることから、多くの職員が参加できるよう配慮したものである。

費用対効果としては、事業費削減ありきの考え方ではなく、行財政全体の再構築などにより事業費の削減につながるものだと考えている。

また、仕分けの様子を全面公開することで、市民に透明性のあるまちづくりを知ってもらうことも大切であり、会場のアンケート結果を見ると、市の事業に関心を持ったという意見が80%以上で、行政に対する関心の高まりも効果の一つ

コミュニティセンター・公民館の利用について

鐘ヶ江 礼生奈 議員

であると考え。行政の事業は、行政単体だけで進めるのは困難で、結果に対する対応については、今後とも、関係機関、関係団体等と密接な調整を図りながら、事業のあり方を検証して参りたい。

(掲載以外の質問事項)
☆取手地方広域下水道組合に対する負担金について
☆定例記者会見で発表した内容のその後の措置について

●鐘ヶ江議員 コミュニティセンター・公民館は、予約手続きが面倒で利用しづらいという声がある。また当日は利用のないう空き部屋もあることから、高齢者や子どもまでも常に誰かが出入りするよう活発な施設へと活用して頂きたい。

例えば、団体利用だけではなく、団体登録無しでも、子ども達や受験生の学習の場として空き部屋を開放したり、ご近所同士で個人的に当日利用出来たり、市外者や企業利用を許可するなど、地域活性化を図っては如何か。

また、図書館へ行く事が困難な方や、市内に書店が無い不便さを解消するためにも、本館と連携して図書予約や貸出し、返却ができるようにミニ図書館を設置して頂きたい。市の考えを伺いたい。

●教育長 空き部屋の活用については、コミュニティセンター



学習・交流・活動の拠点となる公民館・コミュニティセンター(写真は小絹コミュニティセンター)

は公の施設であり、市民全体の財産でもあることから、予約がない部屋は、状況に応じて当日利用ができるようにしている。ただし夕方6時以降の使用は、管理の都合上、事前予約の利用をお願いしている。

また、子ども達の学習部屋としての活用については、各部屋ともに外部から中が見えない状態であり、管理監督及び安全管理等さまざまな問題が考えられ、現段階では難しいが今後検討していきたい。

施設は、市民の地域活



動の活性化や相互交流、文化の向上に寄与する目的で設置されており、利用団体のうち市内在住者が過半数を超えていれば、市外者の利用を認めているが、もし市外の方を受け入れた場合、市内の方が予約を取れないといった問題も懸念されるので、今後も市内の方の利用を最優先にと考えている。

各施設には談話スペースを設けているので、コミュニケーションの場として活用いただきたい。

次にミニ図書館の設置については、コミュニティセンター及び公民館の各部屋の利用率は、どの施設も多目的室の利用が多く約70%の稼働率で、2日に1回はどの部屋も稼働しており、常時空いている部屋がないことから、ミニ図書館の設置は困難であると考えられる。

(掲載以外の質問事項)

☆国際交流について

☆みらい平駅前駐輪場について

上下水道事業の計画見直しについて（農業集落排水事業も含む）

中島 清和 議員

●中島議員 上下水道事業（農業集落排水事業を含む）の計画見直しについて

は、市全体の問題であるが、今回は、福岡地区について取り上げる。ここは区域指定されているが、水道本管は途中まで、長い距離を個人負担で接続しなければならぬ。また、この地域の農業集落排水事業の施設は、若干の余裕を見てできていることから、早く申請した者に許可が出て、大きな施設が入ることによって、現在は、新たな加入ができない状況に

ある。補助金を出し合併処理浄化槽で対応してもらっていると思う。何か矛盾を感じ、事業計画の甘さなどによるものではないかと考える。早急なる計画の見直しと対応を望む。

また、公共下水道事業で本管施設延伸工事が予定されているが、これを福岡地区へ延伸することができないか。併せて市の考えを伺いたい。

●都市建設部長 区域指定制度において福岡地区は、コミュニティ維持を図る過疎化対策として、市街化区域から離れている集落を対象とした区域である。区域指定の決定にあたり、要件の一つとして給排水の確保が必要となっているが、区域指定にかかわらず市街化調整区域内での開発行為の申請があった場合は、今以上に上下水道施設の整備状況を確認し、特に事業所等の大規模な開発行為は、入念に調整を図っていききたい。

次に福岡地区の農業集落排水事業は、計画から

約20年が経過、加入者も増加し処理施設の能力が計画水量に達する状況にあり、新たな加入希望者には、合併処理浄化槽による処理をお願いしている状況である。

また、水道事業の施設整備は、旧町村の拡張計画や合併後の総合基本計画に基づき実施している。本管が整備されていない場所での新たな住宅建築等の場合は、個人負担で給水管の布設をお願いしている。

●市長 福岡地区の農業集落排水事業は、現在の処理量が接続予定者を含め計画水量に達する状況であることから、来年度、現況調査を予定しており、処理能力の向上と施設の強化計画を図って参りたい。

また、水道事業については、本市の水道施設が更新時期を迎えつつあるため、今年度から更新基本計画の策定に着手したところで、今後、老朽管の更新や耐震工事の計画、水道本管の延長も併せて

検討したい。

●都市建設部長 公共下水道事業は国土交通省、農業集落排水事業は農林水産省とそれぞれ所管が異なることから、今後、十分研究し検討していきたい。

(掲載以外の質問事項)
☆機構改革に伴う人事管理について

野掘地区の無許可埋立てについて

今川 英明 議員

●今川議員 この問題は、野掘字天田窪台の山林を事業者が取得し埋立てをしたもので、市道も



無断で埋立て利用し盛土を行った。私たち議員も現地を調査視察したが、その後も盛土を続け約5千800㎡の土地を約10m近く盛土してしまっただ。これは完全に条例違反であり、告発を考えているのか伺いたい。

また、市道が不法使用されているので、使わせない様に障害物等を置いて使えない状況を提案したができなかった訳で、今後毅然とした態度で臨まないと同じ事が起こってしまう。市民の安心安全を守ることを基本に、議員と市執行部と一緒に環境づくりをしなければならぬと思う。今後の措置と対応について伺いたい。

●市民経済部長 野堀地区の無許可埋立てについては、市職員が現地の測量を行い500㎡以上あることを確認し、市の環境保全条例の無許可埋立てに該当することから、口頭と文書による土砂搬入停止の指示をしたが、従わず搬入を続け10月末

に終了した。測量したところ無許可盛土面積は約3千400㎡であった。

今後、市では、常総警察署や茨城県の関係機関と連携し、残土搬出を第一に考え、搬出計画書の提出を指示し、従わない場合には厳しく対応したいと考えている。

●都市建設部長 市道が搬入路として無許可で埋立てられたことは、道路に対する禁止行為にあたるため、口頭と文書で原状復旧の指導を実施、従わないため常総警察署の助言を得て対応したが、条件が整わず結果的に中止させることができなかった。

その後搬入が終了し、市道と民地部分との境界が明らかになったことから、盛土部分の原状復旧を文書で指導したが、完全復旧に至っていないのが現状である。

●市長 市の行政指導に従わず盛土行為により、

地域の環境が侵されてしまったことは、非常に残念であると同時に怒りを感じている。このような違法な埋立て行為は、厳しく対応していかなければならない。

再発防止を図るために、今回の教訓を生かした対応マニュアルを作成し、また、新しく「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」が11月1日から施行されたので、今まで以上に警察署や茨城県等、関係機関と一層の連携を強化して、違法埋め立て行為が繰り返されないよう対処したい。

(掲載以外の質問事項)

☆みらい平地区小学校建設について

☆議会から提出された予算編成に対する要望について

本市の学校教育（外国語教育）について伺う

直井 高宏 議員

に、今までどのような取り組みがなされたのか。

また英語で話すことを体験させるためには、外国語指導助手ALTの役割と活躍が重要と思う。本市における外国語指導助手ALTの各学校への配置状況、活動状況についても伺いたい。

●教育長 ALT（外国語指導助手）との授業が効果的に行われるよう、平成21年から小学校の外国語活動担当教諭を対象にした研修会を開催し、英語が苦手である教師の不安を解消し活動できるような内容で実施している。今後は、各学校の全教諭を対象に校内研修として実施する予定である。

小絹小・中学校の連携の取り組み例として、小学校では、学級担任とALT、中学校の教師との3人体制の授業を展開し、中学校英語についての不安が解消された。

中学校では、小・中学校合同で作成した指導内容の系統表を基に、「つけたい力」を明確にした。小

●直井議員 本市における外国語教育について伺いたい。国際化が進展する中、今後ますます国際共通語としての英語の必要性はこれまで以上に高まると考えられる。本市の子どもたちがやがて成長し、高校・大学を卒業し、就職して世の中に羽ばたこうというとき、その基礎となる本市での英語教育の質はどうであったかが、極めて重要であると私は判断している。そこで市内の小学校の学級担任が一定以上の英語の授業ができるよう



学校での学習や様々なコミュニケーション活動により、友達やALTと英語で会話することに抵抗を感じずに取り組めているなどの効果が確認されている。

他の中学校区でも、この取り組みを参考にしながら、連携を強化していく予定である。

●**教育部長** ALTは、市内中学校4校に各1名と小学校10校に2名の計6名を配置している。

小学校では、児童が外国語に親しむよう、学年に応じた学習指導の助手として活動するほかに、教材作成や社会科の外国文化紹介などの授業も行っている。

また、中学校では実践的コミュニケーション能力育成のための英語の授業のほかに、教材作成、課題英作文の添削や聞き取りテストの作成、その他授業でも活用している。さらに小・中学校の給食や清掃活動に参加しながら、児童・生徒と触れ合っている。

ALTが独立して授業を担当することで、児童・生徒との直接的なコミュニケーションの機会が多くなり、積極性が増したり、英語の会話力や聞き取る力の向上が期待できるものと考えている。

用排水路の取り扱いについて

川上 文子 議員

●**川上議員** 用排水路の取り扱いについて、①平成17年の福岡堰土地改良区との協定書に基づき、農業

用施設として不要となった用排水路の都市施設への転換と、管理権を市に移譲するよう協議をすすめている。

いくことを求める。②取手地方広域下水道組合が、谷井田地区で25haの雨水排水事業を行っているが、その中で、セブンイレブンの信号機交差点から中通川までの市道と、谷井田バス停から中通川までの市道について、用水路敷きを雨水路として整備し、道路面として整備することを明確に計画に位置づけることを求める。③今後、公共下水道認可区域に、どう

雨水排水路事業を拡大するのか。また、雨水・歩道整備事業で当然用排水路の利用が求められる、福岡堰との協議をすすめる必要がある。どう対応するのか。

●**都市建設部長** 平成17年に福岡堰土地改良区と締結した協定書では、市街化区域内に農地が現存していることから、当分の間両者の共同管理と定め、農地が現存しない区域の用地は、管理権の移譲を今後検討するとしている。

ただし、雨水排水整備として用水路敷地への側溝敷設に関しては、事前協議により敷設後の維持

管理を市が行っている。なお、農地利用のない排水路は、市が維持管理を行っている。

今後は、検討事項である用水路の管理権の移譲等について、協議を進め、農業用として役目を終えている施設の有効利用を図って参りたい。

次に、谷井田地区の雨水整備は、取手地方広域下水道組合と市との事業とし、補助事業に係る排水路は同組合で、単独事業の部分は市が施行している。整備の時期は、セブンイレブンの交差点から中通川までは平成27年度までに整備を予定、谷井田バス停から中通川までは28年度以降の整備見込みである。

●**市長** 市の下水道整備計画は汚水整備を優先的に進め、雨水事業認可区域の拡大予定は現在ないが、将来的には雨水整備事業についても視野に入れて進めたい。

しかし、冠水地域など市民の生活に支障があり緊急性のある箇所は、下水道

事業としての雨水対策だけでなく、道路排水整備事業なども含めて対応し、また、取手地方広域下水道組合の事業区域においても、組合と協議し必要に応じて整備を行って参りたい。



今後、整備が予定される谷井田地区の用水路

さらに用排水路敷地の土地利用については、歩道用地として活用できる箇所は、有効活用を考えた。また、農業利用の所も、歩道敷地として利用が可能な場合は、福岡堰土地改良区と協議を行い歩行空間の確保に努めたい。
(掲載以外の質問事項)
☆「歩道のない道路は道路でない事業」について
☆平成24年度つくばみらい市「事業仕分け」について



就学援助事業について

古川 よし枝 議員

●古川議員 経済的理由で小・中学校就学が困難な場合、学用品、入学準備費用、修学旅行、給食費など教育に必要な経費を支給する就学援助制度の運用について、当市は全児童生徒の3・65%（平成23年度）と適用率は大変低い。龍ヶ崎市、土浦市などは10%台であり、近隣の自治体と比べても差をつけて低い水準。制度が十分運用されているのか疑問である。児童生徒の困っている状況を見逃してはならない。改善が必要ではないか。

以下、①制度のお知らせは毎年全家庭に届くようにする。②お知らせにはおおよその該当所得基準額を記載し、自己判断ができるようにする。③民生委員の所見は義務付けにしない。④判定基準の所得基準値の引き上げをする。⑤支給対象品目の拡大について、改善を求めるがどうか。

●教育長 平成23年度の要保護及び準要保護児童生徒数は、小学校70名、中学校57名で、全体の3・65%の児童・生徒が対象となっている。

まず就学援助制度と申請方法については、市ホームページや市広報紙への掲載、入学式の際に、新入生保護者に文書を配布するなどの方法で周知している。現在の判定基準は、所得基準で最低基準の1・3倍を目安にしているほか、学校長・担当地区民生委員の所見、保有資産の状況の4項目を基準に、総合的に審査している。

る家族構成別による総所得金額の目安を記載するなど、分かりやすい周知内容の作成に努め改善していきたい。

次に民生委員の所見については、平成24年2月末現在、県内44市町村の内31市町村が民生委員の所見を求めている。児童・生徒の様子や家庭環境を、学校長と民生委員の多方面の所見により総合的な判断に努めていることから、今後の検討課題としたい。

また判定基準については、所得が最低生活費の1・3倍となっており、本市と同じ目安にしている市町村が一番多く、また、基準額を当市より厳しく設定している近隣自治体もあることから、ご理解願いたい。

最後にクラブ活動費や生徒会費、PTA会費等の支給については、県内でも8割以上の市町村が支給していない状況にあり、他市の状況等も踏まえながら、今後の検討課題としたい。

（掲載以外の質問事項）
☆みらい平駅の駐輪場について
☆市の審議会等の会議の公開について

小学校の複式学級の対応について

小田川 浩 議員

●小田川議員 現在、市内では東小学校で2クラス、十和小学校で1クラスの複式学級がある。東小学校においては複式学級に対する補助として、昨年度までは常勤で1名の加配教員が配置されていたが、本年度は半分の週2・5人の配置になった。

さらに来年度からは配置が無くなると聞いています。これでは担任教員が1人で2つの学年の授業を行うことになり、子ども達の教育を考えると決して安心できるものではない。同じ市内の小学校で公平な教育が受けられないという事があってはならないと考えるが、来年度以降も複式学級に教員の配置はあるのか。今後の市の対応を伺いたい。

●市長 市基本計画にあるように、教育環境の整備や平等に教育が受けられる権利が失われることがないようにすることは当然である。

しかし、児童が少人数のクラスでは、大きな集団での社会的経験の場が不足がちになることがあることから、より望ましい教育環境を整備するためには、今後、学校の適正配置や適正規模についても検討していく必要があると考える。

●教育長 東小学校や十和小学校の複式学級では、時間割の編成、学級担



任のほかにも市の非常勤講師を派遣し、また教務主任や教頭が授業を担当したりしている。授業によって学年を分けたり、合同で授業を行うなど、小規模校ならではの工夫をして効果を上げている。

複式学級ならではの少人数の指導、自主学習や学び合いの学習、学年を越えた異年齢集団での経験等、小規模校の良さを最大限に生かし、学校生活のレベルが下がらないよう、これからも取り組んでいきたい。

次年度以降も、ティーム・ティーチング非常勤講師の配置や教育課程の編成を学校ごとに工夫することにより、今年度と同様に学年ごとの授業を展開し、学力の向上やよりきめ細かな指導ができるように努めたい。

また、非常勤講師については、本年度、三島小学校と東小学校で半分ずつという活用であったが、今後は1校1人と考えている。

（掲載以外の質問事項）
☆区域指定制度について

みらい平駅前の環境について

坂 洋 議員

●坂議員 朝の通勤時における駅前ロータリー

のマナー違反による横断は、一時間当たり約50人の人がロータリーの中を通って改札口に向かっていく。人も車も慌ただしい朝の通勤時に、事故が起きなければと心配になる。

また、現在小さな案内板が駅前広場の横に設置されているが、初めて訪れた人にもすぐに見つけられ、分かりやすい案内板の設置が必要ではないか。さらに、暑さ寒さをしるぐ、あるいは待ち合わせ

せでできるような施設作りなど、駅前の整備を整えていくべきではと考えるが、市の見解を伺いたい。

●都市建設部長 みらい平駅は、本市やみらい平地区の重要な玄関であり、特に地元住民や来訪者がよく利用する駅周辺、駅前ロータリーは交通弱者にも配慮し、歩道空間も充実した作りとなっている。

市としても、今後、駅前ロータリーのマナー違反については、動向を観察しながら、立入禁止看板の設置、植栽帯の外周にチエーン等の防護柵を設置するなどの手段を検討し、効果が得られる対策を講じたい。

●市民経済部長 公共施設や観光名所の案内板の設置については、現在、駅を出た右側に、みらい平地区と市全域の二つの案内板があるが、



みらい平駅前

今後、道路などの整備に伴い状況が変わることから、現在ある案内板の表示内容を交換するなど、みらい平地区の整備状況に合わせ案内していきたい。また、案内板の場所が分かりやすいよう誘導する改善策を考えたい。

次に駅前の休憩施設については、つくばエクスプレス開業から7年が経過し、みらい平周辺にはスーパーマーケット、飲食店やコンビニなどは徐々に増えてきているが、コーヒーショップ等の休憩施設は、今後、住宅

供給が一層図られ、人口が増加することにより出店が期待できるものと考えられる。さらに駅を利用する方の利便性が向上するよう、各企業に働きかけて参りたい。

（掲載以外の質問事項）
☆高齢者が社会貢献、地域貢献に参加の環境づくりについて

介護保険制度改善の一環として受領委任払いの取り組みについて

染谷 礼子 議員

●染谷議員 介護保険制度開始から12年が経過した。高齢化の進む中、利用者の立場から現場の二一



ズに合わせた見直しが必要になってくる。

そこで本市では、住宅改修の受領委任払いが4月からスタートした。受領委任払いとは、住宅を改修した時に利用者は事業者に1割分を支払い、9割は市から事業者に支払うもので、償還払いとの選択ができる。

しかし、利用者からは「お金がまだ返ってこない」との心配の声が多い。事業者や利用者と共に連携を取り合うケアマネージャー、包括支援センターへ先に周知し、この制度の導入を一日も早く利用者に周知すべきではないのか。

また、福祉用具についてもポータブルトイレや入浴用イスなどはリースができないことから、利用者の負担軽減のため受領委任払いを導入してはどうか。市の見解を伺いたい。

●市長 介護保険住宅改修費の受領委任払いが、本市においては平成24年4月1日から始まり、市

のホームページ等で周知しているところである。

受領委任払いを利用するためには、あらかじめ受領委任払いにより住宅改修費の支払いを受けようとする事業者は、市に登録する必要があるが、現在、登録している事業者がなく利用もない状況である。

今後、住宅改修の申請を事業者が市役所窓口に来た場合などは、受領委任払い制度の説明をすると共に、説明した事業者が登録申請を提出しない場合は、再度チラシ等を郵送し事業者に登録いただくよう努めて参りたい。

また、福祉用具購入費の受領委任払いの導入については、購入者の一時的な負担の軽減を図るためにも、今後検討して参りたい。

●保健福祉部長 市ホームページ等での周知の他に、今後、利用者等や事業者が来庁したときは、再度きめ細かく説明すると共に、通知等により受領委任払いの登録勧奨等

を引き続き周知して参りたい。

また、包括支援センターやケアマネジャーにも周知し、さらなる制度の普及に努めたい。

(掲載以外の質問事項)
☆シェアメタル等の回収・リサイクルの取り組みについて

討 論

第4回定例会

議案第62号 委託契約の変更について

※川上文字議員から反対討論がありました。

議案第63号 平成24年度一般会計補正予算(第5号)

※古川よし枝議員から反対討論がありました。

議案第68号 委託契約の変更について

※川上文字議員から反対討論がありました。

◆インターネット録画中継配信中

つくばみらい市議会では、「市民に身近な、開かれた議会」を目指し、インターネットのホームページより録画中継の配信を行っています。この事業は、市の重要な課題は何かを多くの市民に知っていただき、情報の公開と共有を図ることを目的としています。なお、それぞれの映像の掲載期間は1年となります。編集にはフリーソフトを活用し、経費をかけずに作業を行っています。どうぞ、ご覧ください。

音声による議会だより

議会だより第8号から市のインターネットホームページ上で、音声による議会だよりを始めました。音声は、ボランティア団体である『朗読グループかたくり』の方々によるもので、活動は、声の広報としてつくばみらい市の「広報つくばみらい・議会だより・社協だより」などの音声訳を行っており、社会福祉協議会を窓口にも目の不自由な方々を対象に、無料でカセットテープの貸し出しをしています。音声による議会だよりは、お借りしたテープをデジタル変換して作成しています。ぜひ、お聴きください。

◆会議録の公開について

本会議の会議録は、インターネットのホームページや市立図書館及び議会事務局でご覧いただけます。なお、最新の会議録の公開開始は、各定例会終了から3ヵ月後となります。



小中学生のみなさんが議会を見学!!

市立小張小学校（大藤校長）6年生、豊小学校（佐藤校長）6年生、谷原小学校（大好校長）6年生のみなさんが、議会の一般質問を傍聴しました。

感想文をお寄せ頂きましたので、その一部をご紹介します。

なお、市議会では、21世紀を担う子供達に小中学生の時代から議会に興味を持っていただき、市民にとってより一層身近で親しみやすい議会を目指す取り組みを平成20年度より開始し、市内小中学校単位での本会議傍聴を促進しています。

小張小学校6年1組 会沢 碧亜さん 市議会を見学して

私は、市議会を見学したのは今回で2回目なのですが、前回と同じく議員のみなさんの真剣さに胸を打たれました。つくばみらい市に、その市民である私たちがより住みやすいように、一生懸命話し合ってくださっているのを見て、とてもうれしく思いました。

陽光台地区に新しく小学校ができると聞いたのですが、思っている以上にそれは大変なことだと思います。でも、小張小には、もう教室がないため小学校が新しくできた方がとても助かります。小学校を建てるかどうかの判断はとても勇気があることだったと思いますが、そのおかげで私の妹が通うことができます。本当にありがとうございました。

また機会があれば傍聴しに行きたいです。



小張小学校6年1組のみなさん

小張小学校6年2組のみなさん



小張小学校6年2組 金久保 光希さん 市議会を見学して

僕は、市議会を見学して、議会に参加している人が全員堂々としていてすごいと思いました。また、市民のためにすごく活やくしている姿がかっこ良かったです。議員のみなさんがこうして、いろいろな事をやってくれているので、平和に暮らせているのだと思います。僕は、みなさんの姿を見て、僕が議員だったら、あんな事はできなかったと思います。これからも、市や市民のためにも、議員のみなさんが一日一日がんばって、いつか、日本一のまちになったらいいなと思いました。

僕は市議会を見学して、議員のみなさんが、苦勞を重ねて、このような結果になったんだと思いました。本当に市議会はすごいなと思いました。



豊小学校6年1組 吉富 瑠夏さん

市議会ぼうちょうに行って感じたこと

私は、初めて市議会ぼうちょうに行って心に残ったことが二つあります。

一つ目は、議員さんが自分の意見に自信を持って、ハキハキと発言していたことです。私達が行った日は、二人の議員さんのお話を聞きましたが、どちらの議員さんも市長さんや教育長さんに説得力のある発言をしていたので「すごい！」と思って聞いていました。

二つ目は、つくばみらい市のためになることを話し合っていたことに感動しました。国際交流について、駅前の駐輪場のマナーや防災対策についてなどなど。どれもつくばみらい市の住民のためになることだったので、私は「この市のことを思っている議員さんがいてとても心強いなあ。」と感じました。

豊小学校6年1組のみなさん



谷原小学校6年1組 古谷 友那さん

市議会見学から学んだこと

私たちは、毎日何気なく、信号や道路を使っています。でも、それを付けていてくれるのは誰かなんて、気にもしませんでした。でも、今回市議会を見学してみると、議員さんたちが真剣に、生活に必要な事など、市民の人々のためになるように、考えてくれていました。意見を言う時は、私たちの授業の時みたいにはずかしがらず、自分から手を挙げ、堂々と意見を述べていて、カッコイイなと思いました。また、聞いている人も、真剣に聞き、意見に対してまじめに考えている様子が伝わってきました。

私は、今回の市議会を見学して、改めて議員さんたちはすごいと思いました。



谷原小学校6年1組のみなさん





あなた
の
写
真
を
議
会
だ
よ
り
に
掲
載
し
ま
せ
ん
か
？
詳
し
く
は
、
議
会
事
務
局
に
お
問
い
合
わ
せ
下
さ
い。



**掲載写真
募集！**

議会TV放映中



議会開会中、伊奈庁舎及び谷和原庁舎のロビーに設置してあるテレビで、本会議の様子を生中継しています。どうぞ、ご視聴ください。

会期日程のお知らせ

平成 25 年第 1 回定例会は、次のおり開催される予定です。

月 日	曜日	会 議	内 容
3月 1日	金	本 会 議	開会、議案の上程及び説明
3月 4日	月		一般質問
3月 5日	火		一般質問、議案の委員会付託
3月 6日	水	常 任 委 員 会	総務常任委員会
3月 7日	木		教育民生常任委員会
3月 11日	月		経済常任委員会
3月 13日	水	特 別 委 員 会	予算特別委員会
3月 14日	木		
3月 18日	月		
3月 21日	木	本 会 議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

※日程等については変更になる場合があります。なお、会期日程は、議会運営委員会（通常は開会日の 7 日前に開催）で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、事前に議会事務局までお問い合わせ下さい。

市議会を

傍 聴

しませんか!!

議会は、特別な場合を除き、だれでも傍聴することができます。

◎傍聴の手続き

傍聴は、先着順で受付票に住所、氏名、年齢をご記入していただくだけで、傍聴席（定員 50 人）に入場できます。なお、常任委員会等の傍聴席は、定員 5 人となっています。

◎傍聴場所

つくばみらい市の議会は、谷和原庁舎 3 階です。

◎第 4 回定例会 傍聴者数 129 人
(内小学生 97 人)

編▼集▼後▼記

市民の皆さまにおかれましては、健やかに輝かしい希望に満ちた新年を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。平素より市議会に対して、深いご理解とご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。第二次安倍新内閣による日本経済の復興対策を期待して株式、為替市場ともに堅調な動きとなっています。

市議会も市民の皆さまの声を拝聴し、市と議会が一緒に責任を持って強固な行政組織と健全な財政基盤をつくり、市民の皆さまが住んで良かったと思えるつくばみらい市の実現に向けて、精進したいと存じます。

結びに、巳年にちなんでデフレ経済からの脱皮を期待し、明るい一年となるようご祈念いたします。

(委員 直井高宏)

議会広報特別委員会

委員長 染谷礼子

委員 古川よし枝

委員 直井高宏

委員 鐘ヶ江礼生奈

中島五郎

小田川浩

◎ご意見ご感想をお寄せください◎

「議会だより」についてのご意見・ご感想をお寄せください。今後の本誌編集の参考にさせていただきます。また、議会についてのご意見等ありましたら併せてお聞かせください。
〒300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 つくばみらい市役所 議会事務局まで
☎ 58-2111 FAX20-5760 Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp